

## 南魚沼市雇用維持給付金に関するQ&A【令和2年5月1日現在】

Q 1：南魚沼市内に支店や営業所等の事業所はあるが、本社は南魚沼市外にある。この場合、支給対象となるか？

⇒対象となりません。本給付金は主たる事業所（本社・本店）所在地が南魚沼市の事業所が対象となります。

Q 2：南魚沼市内に居住しているが、店舗や事業所が南魚沼市外にある。この場合、支給対象となるか？

⇒対象となりません。本給付金は市内で店舗などを有し、事業活動している事業者が対象となります。

Q 3：雇用調整助成金の申請手続はどのようなものか？申請から支給までどのくらいの期間を要するのか？

⇒詳しくはハローワーク南魚沼にお問い合わせください。

【問合先】ハローワーク南魚沼 電話番号：025-772-3157

Q 4：雇用調整助成金の申請をしたが、支給されなかった場合は対象になるか？

⇒対象となりません。本給付金では「雇用調整助成金支給決定通知書の写し」は必須要件です。

Q 5：給付金申請から給付金が支払われるまでどのくらいかかるのか？

⇒提出されました申請書を審査し、交付を決定した日から10日間前後でご指定の口座にお振込みする予定です。

Q 6：緊急雇用安定助成金の支給を受けた場合は対象になるか？

⇒対象となりません。本給付金では「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業者を対象としています。